

特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (ち)●63

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が裁判所に提出されました事を御通知致します。裁判取下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願い致します。裁判取下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡戴きます様お願い申し上げます。

※取下げ最終期日 令和元年●月●日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-●●●●●●

東京都千代田区霞が関1-●-● 受付時間 9:00~19:00

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号 (さ)●05

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取下げ最終期日 令和元年6月12日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-●●●●●●

受付時間 (日、祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日9:00~13:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関●丁目●番地●号